

田川市森林環境保全基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市森林環境保全基金条例（令和元年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 条例第1条に規定する基金の設置目的のための事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 間伐等の森林整備に関する事業
- (2) 放置竹林対策、荒廃農地の森林化その他の地域課題の解消に向けた取組に関する事業
- (3) 森林経営管理制度の推進に関する事業
- (4) 公共建築物の木造化及び木質化、公共建築物における木製品の導入その他の木材利用を促進する取組に関する事業
- (5) 森林の保全の普及啓発活動に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。